

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文
 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第十一（第三十二条関係）			
(略)	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 （関西空港検疫所の担当区域を除く。） 奈良県 和歌山県（名古屋検疫所の担当区域を除く。）	(略)	大阪
(略)	新潟県 富山県 石川県	(略)	新潟
(略)	貨物の通関する場所	(略)	検疫所の名称
別表第十一（第三十二条関係）			
(略)	富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府（関西空港検疫所の担当区域を除く。） 奈良県 和歌山県（名古屋検疫所の担当区域を除く。）	(略)	大阪
(略)	新潟県	(略)	新潟
(略)	貨物の通関する場所	(略)	検疫所の名称